第八号様式（第五条関係）

建設住宅性能評価申請書（既存住宅）

（第一面）

年　　月　　日

㈱確認サービス　殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

　住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、建設住宅性能評価を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所有者の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※受付欄 | ※申請受理者氏名 | ※料金欄 |
|  |  |
| ※受付番号 |
|  |

（注意）

1. 数字は算用数字を用いてください。
2. ※印がある欄は記入しないでください。

備考　　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。

２　第四面に記載すべき事項を第三面に明示するか、又は別紙に明示して添付すれば、第四面を別途提出する必要はありません。

３　共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。

（第二面）

申請者等の概要

【1.申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住　　所】

【電話番号】

【2.代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住　　所】

【電話番号】

【3.所有者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住　　所】

【電話番号】

【4.共用部分の管理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住　　所】

【電話番号】

【5.建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【6.長期使用構造等であることの確認の要否】　　□要　□否

【7.備　考】

※6欄「要」の場合、以下に工事着手及び認定申請予定年月日を記載ください。

【新築または増改築年月日】

（第三面）

建築物に関する事項

【1.住居表示】

【2.建て方】　　　　　　□一戸建ての住宅　　　　□共同住宅等

【3.住戸の数】

【建物全体】

【評価対象住戸】

【4.建築物の階数】　　　地上（　　　　　）　　地下（　　　　　）

【5.その他必要な事項】

【6.備　考】

　　※第二面6欄「要」かつ2欄において「共同住宅」の場合、以下に区分所有住宅かどうかを

記載ください。

（第四面）

住戸に関する事項

【1.番号】

【2.階】

【3.利用関係】

　　　　□所有者が居住している　　　□所有者以外が居住している　　　□その他

【4.その他必要な事項】

【5.備　考】

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

２．第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

３．第二面関係

①　申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、２欄に記入してください。

②　４欄は、申請に係る住宅が共同住宅等の場合に限り、記載してください。

③　５欄は、必須評価事項以外で建設住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。

④　６欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第１項の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第２条第４項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　６欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、７欄に新築の時期について記載してください。増築・改築をした場合においては、その時期を併せて記載してください。

４．第三面関係

①　第二面６欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、２欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、６欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。

②　ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、５欄又は別紙に記載して添えてください。

５．第四面関係

①　１欄は、住戸の数が１のときは「１」と記入し、住戸の数が２以上のときは、申請住戸ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

②　ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、４欄又は別紙に記載して添えてください。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。

２　第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

３　共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。